部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」と、「、法」を「、令和２年旧法」と改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号中「当該事業年度」の次に「（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）」を加え、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、当該法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載すること。

⑴　⑵に掲げる法人以外の法人　別表六（七）「３」、「７」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は租税特別措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）若しくは同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人　別表六（七の二）「３」、「７」若しくは「12」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合

イ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者

ロ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する農業協同組合等

ハ　通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合の当該通算子法人

別表六(八)の記載要領に次の一号を加える。

６　「当期税額控除可能額（⑱と㉒のうち少ない金額）又は（別表六（八）付表「25」、「28」又は「30」）㉓」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「（⑱と㉒のうち少ない金額）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表六（八）付表「25」、「28」又は「30」）」を消すこと。

別表六(八)の次に次の一表を加える。